

トピックス

「監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習のあり方についての基本的方向」

国土交通省総合政策局建設業課
課長補佐 城谷 泰朗

建設業における優秀な技術者の確保・育成、その評価等を効果的に推進し、将来における建設工事の品質を確保するとともに、不良不適格業者の排除により技術と経営に優れた企業の発展に資する技術者制度のあり方について実務的な検討を行うため、平成22年11月に技術者制度検討会（座長：小澤一雅、東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授）（以下「検討会」という。）を設置し、検討を進めています。

この検討会では、昨年5月の事業仕分けにおける、監理技術者資格者証の交付の廃止、義務としての監理技術者講習の廃止という評価結果を踏まえた対応についても検討することとしており、昨年12月の検討会において、「監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習のあり方についての基本的方向」がとりまとめられましたのでご紹介します。

今後、この基本的方向に基づき具体的な検討を行っていきます。

監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習のあり方についての基本的方向

平成22年12月24日
技術者制度検討会

(1) 監理技術者は、一定規模以上を下請契約して工事を施工する元請建設業者が置かなければならないもので、下請人の指導、監督も含め、建設工事の技術上の管

理を総合的につかさどることを職務とする。環境や安全に対する高い社会的要請の中で、複雑化する工事管理を総括し適切な施工を確保することは一層重要になっており、高度な資質、技術力を有する監理技術者の配置は従来にも増してより適切に行われる必要がある。

(2) このような中、監理技術者制度の運用の一つである、監理技術者資格者証の交付と監理技術者講習について、その効率性、実効性等について指摘を受けたところであり、上記の監理技術者制度の目的を担保すべく両制度の見直しについて検討を行った。

(3) その結果、現行の監理技術者資格者証の交付制度及び監理技術者講習制度を廃止し、次のような視点で、技術者の適正配置、資質・技術力の維持向上、不良不適格業者の排除を目的とする新たな制度を設ける方向で検討を進めるよう、技術者制度検討会として提言する。

○建設工事において、必要な資格等を有し、雇用関係の明確な技術者本人（現在は資格者証で確認）が適正に配置されることを確認するための、技術者に関するデータベースを整備し、発注者、許行政庁等がこれに容易にアクセスし確認するしくみを検討

○技術検定等の国家資格が更新制でないことに鑑み、当該データベースは定期的な更新制を有することが必要であり、上記

- の目的のため更新等に必要な要件を適切に設定
- 個人情報の保護にも留意し、データベースへの情報の登録は技術者の申請によることが基本となるが、データの信頼性確保のため、実務経験等の審査については厳正に行われることが必要
 - データベースに盛り込むべき情報、対象となる技術者の範囲等については今後検討
 - 技術者が継続的に資質や技術力を維持し、高めていくための方策として、業界団体等により設けられている様々な学習、研修等の機会を活用した継続教育（いわゆるCPD）等の取り組みを活用
 - それらの履歴は、技術者のデータベースに盛り込むことにより、有効活用を図る

土木施工管理技術者

指定技術講習用テキスト CPDS I（施工管理基礎編）

改訂第1版（平成21年1月発刊）

- 1 総論
- 2 施工計画
- 3 原価管理
- 4 工程管理
- 5 品質管理
- 6 安全衛生管理
- 7 環境管理

一般価格：2,500円 会員価格：2,100円 送料込み

